

## NPO活動へのオンライン導入等支援事業仕様書

## 1 事業の目的

県内のNPO等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、イベントの中止・延期や対面での事業実施の抑制などの法人運営に影響が出ている状況にあることから、本業務では、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された「新しい生活様式」に対応し、その活動を対面形式からオンライン形式へ転換することを希望するNPO等の支援を行うものである。

※ NPO等（NPO法人、ボランティア団体、一般社団法人などの民間非営利組織）

## 2 事業実施期間(予定)

契約締結の日から令和4年3月15日まで

## 3 委託業務の内容

受託者がNPO活動交流センター及び県内各地域の中間支援NPOと連携し、NPO等の「新しい生活様式」に対応した活動への転換を支援する。

## (1) オンライン導入・活用セミナー及び講習会の開催

ア NPO活動等におけるオンラインツールの活用事例やその効果、導入のノウハウ等に関するセミナーを開催する。

参加方法：セミナーについては、参加者が来場又はオンライン参加を選択できるようにすること。

〔6回（4広域圏で必ず1回は開催すること）〕

オンラインツールやその効果、導入のノウハウ等に関するセミナーを開催する。

イ 実際にNPO活動にオンラインを積極的に導入しているNPO法人等をモデル団体とした講習会の開催により、「新しい生活様式」に対応した活動等について普及拡大を図ること。

参加方法：NPO法人等と連携した参集型とする。ただし、実施に当たっては密集、密接、密閉の「3つの密」を回避できる環境の元で、十分な感染症対策を講じたうえで実施すること。

〔2回（2圏域）開催する圏域の中間支援NPOと調整・連携も上、モデル団体とするNPO法人等を選定すること〕

## (2) NPO法人等への伴走型支援

受託者がNPO活動交流センター及び県内各地域の中間支援NPOと連携し、「新しい生活様式」に対応した活動（オンライン化等）への転換を希望するNPO法人等に対して、その活動に応じた導入、操作、活用方法に関して、専門家による伴走型の支援を行う。

伴走型支援は、支援対象の法人毎に概ね次の手順で進めること。

- ① NPO法人等の活動状況、ニーズの把握（ヒアリング）
- ② NPO法人等へのオンライン活用方法の提案
- ③ 機器の操作や運用方法等に関する実地支援

〔支援団体：6法人（盛岡 2法人、県南 2法人、沿岸 1法人、県北 1法人）〕

#### 4 組織体制・職員配置

業務の管理運営を行う者を1名配置すること。

その他、業務を遂行する能力を有する者を配置すること。

#### 5 受託者と県の役割

(1) 本事業の実施に当たっては、受託者と県が随時協議を行う。受託者及び県は、主に次の役割を担う。

##### ① 受託者の役割

ア 契約内容（委託業務）の履行

イ 中間支援NPO、自治体、企業等との連携・協働

ウ その他必要な事項

##### ② 県の役割

ア 県の広報媒体等を通じた周知

イ 情報発信における提供情報の内容確認

ウ 委託業務に係る行政や関係機関との調整

エ 法令上の課題の解決等、行政が担った方が効率的な事項

オ その他必要な事項

(2) 原則として受託した業務を第三者に委託することはできない。ただし、専門的な技術・知見を持つ講師への依頼や、中間支援NPOとの連携・協働など、業務を効果的、効率的に行い、全県に波及効果を期待できるもの等については、県と協議のうえ、業務の一部を県の承認を得たうえで、他の者に委託することができる。

(3) 仕様書の解釈について疑義が生じた場合には、県と受託者は協議を行うこととする。

(4) 県は、受託者に対して、当該業務内容又は経理の状況に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することができる。

#### 6 事業報告書等

受託者は、事業終了後、業務の実施状況、経理の状況等を記載した事業報告書を提出するほか、実施状況について、9(2)に指定した方法により県に報告することとする。

#### 7 その他

##### (1) 事業計画書等の提出

契約締結後、受託者は、速やかに事業計画書、業務に従事する者の氏名・履歴、業務分担を県に提出する。

##### (2) 委託業務の実施状況の確認

県は、受託者が契約書に定められた業務を確実に遂行しているかを相互に確認するとともに実施状況を確認する。

##### ① 定期・随時

ア 定期（月次報告）

・ 受託者は、毎月10日までに、前月の実施状況等について県に報告する。

・ 県は、月1回報告の確認等を行う。

- ・ 上記月次報告の様式は任意とする。

イ 随 時

- ・ 県は、必要に応じて、随時実施状況の報告を求めることができる。

② 事業終了後

県は、受託者が委託業務の完了後に提出する事業報告書等を確認する。